

【犀川左岸処理区】

番号	要項・仕様書等記載内容	質問	回答
犀-1	募集要項 P6 9管理料 について	管理料に係る提案額についての最低制限価格や失格基準価格等の設定はないと解釈してよろしいでしょうか。また、「提案総額が、県提示管理料の7.5割を下回る場合には、個別にヒアリングを実施する。」とありますが、ヒアリングの実施時期はいつごろを考慮しておられるのでしょうか。併せて、ヒアリングに際して新たに作成・提出が必要となる資料がありましたらご教示願います。	その解釈の通りです。 ヒアリングを実施する場合は10月中に行う予定です。 新たに資料提出が必要となる場合は、ご連絡させていただきます。
犀-2	募集要項 P6 9管理料 について	「令和9年度より、太陽光発電による電気料、追加設備の維持管理費を考慮」とされておりますが、太陽光発電に関して「令和9年4月から太陽光発電設備が稼働開始し、これにより発生する電気は場内利用し、その分商用電気料が削減されることとなる。一方で、太陽光発電設備に係る保守点検などの管理費用が新たに指定管理料に追加されることとなる。」と解釈してよろしいでしょうか。	その解釈の通りです。
犀-3	募集要項 P10 16協定の締結 について	「指定の議決後、管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結する。」とされておりますが、「指定管理者決定後に、各年度管理料や業務仕様書の内容、提出書類、災害時等における費用負担方法など、業務履行にあたっての細目事項について、県と指定管理者で協議し決定した上で、協定を締結する。」と理解してよろしいでしょうか。	その解釈の通りです。
犀-4	仕様書 P4 (2)保守管理業務 カ太陽光発電設備の保守点検 について	「完成図書及び関係法令等をもとに日常点検、月次点検、年次点検を行う。」とありますが、発電設備の施設概要、規模等の把握及び保守点検内容の検討などのため、太陽光発電に係る図書一式の閲覧を希望しますので、よろしく願います。	太陽光発電の仕様書と図面の閲覧を認めますので、募集要項に基づき申し込んで下さい。
犀-5	仕様書 P4 (2)保守管理業務 カ太陽光発電設備の保守点検 について	地震・大雨などの自然災害や太陽光発電設備の故障・点検等で発電ができなくなった場合に、どのような対応を考慮しておられるのかご教示願います。 また、上記のように、太陽光発電は天候や季節によりその発電量が変動し、その結果、商用電力量にも影響を与えることが想定されます。さらに加えて、近年の電気料金の著しい変動並びに今後の先行き不透明さなど、不確定要素が非常に多い中、電気料の各年度末精算は考えておられないのでしょうか。	その事態が発生した際には、協議してください。 電気料の各年度末精算は考えておりません。

【犀川左岸処理区】

番号	要項・仕様書等記載内容	質問	回答
犀－6	仕様書 P7 (4)整備保全業務 ク下水道台帳データ等更新業務 について	データの整理、情報の更新（ともに P11 施設機能報告書も同様）は、指定管理業務において実施した保守管理業務、修繕業務に関連するものに限る、と解釈してよろしいでしょうか。	下水道台帳データ更新業務は指定管理者が行う修繕工事に限定されません。
犀－7	仕様書 P7 (6)その他業務 イ作業環境測定について	「労働安全衛生法に規定する作業環境測定を行うこと。」とされておりますが、具体的にはどのような事象を想定しているのでしょうか。（槽内点検時における酸素濃度、硫化水素濃度、一酸化炭素濃度の測定などが該当するのでしょうか。）	一般的に労働安全衛生法によるものだが、具体的には、日本下水道協会の「下水道維持管理指針」の「安全衛生管理」に基づいて作業を行うのが望ましいです。
犀－8	仕様書 P13 責任分担表 施設の小規模修繕 について	施設の老朽化に伴い、これまでの実績ベースでは修繕費が不足することが想定されるとともに、提案額としてどの程度の修繕費を計上するべきか判断が難しいところですが、各年度の修繕費の上限額は設定されているのでしょうか。 また、円滑な施設管理の遂行のため、やむを得ず年度上限額を超えて修繕が必要となり実施した場合において、年度ごとに精算額による変更契約は考えておられるのでしょうか。	個々の修繕工事を積み上げた全体額に、上限は設けておりません。 年度ごとに精算額による変更契約は考えておりません。
犀－9	仕様書 P16 (1)流入水量の基準 について	R8年度からR12年度にかけて予測流入水量が増加する見込みとなっておりますが、これについては人口の増加や工場の新設など社会情勢の変化に加えて、降雨時などにおける不明水の浸入といった事象を考慮した結果と捉えてよろしいでしょうか。	流入水量は事業計画の計画水量（家庭下水、工場排水、地下水等の合計）を算出根拠としております。
犀－10	仕様書 P16 (1)流入水量の基準 について	予測流入水量の増加に伴い、電気料や薬品費の増が見込まれる中、募集要項のP6 9管理料において、R9年度からR12年度の管理料は同額とされております。 管理料の提案に際しての各年度ごとの収支予算書の作成にあたっては、「9管理料」に記載された各年度額を上限として提案する必要があるのでしょうか。	指定管理期間の総額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。
犀－11	1 仕様書 P28 資料4-1 幹線管渠点検業務要領 2. 業務の内容 について	別添の「幹線管渠点検内訳表」が現時点では確認できていませんが、提供の有無についてご確認いただけますか。（幹線管渠点検業務仕様書はあります）	幹線管渠点検内訳表を提供します。
犀－12	仕様書 P33 資料7 管理料の減額の算定方法 4式④ について	前回仕様書の 30/100 の部分が今回 24/100 に変更されておりますが、減額幅が少額となった、という解釈でよろしいでしょうか。	その解釈の通りです。

# 令和8年度 幹線管渠点検内訳表

(犀川左岸)

全 体			調査内訳								
幹線名	管径	延 長	管渠内調査					目視調査(管渠内潜行なし)		巡視・点検	
			TV調査(m)	大口径TV調査	目視調査(m) 800mm以上 1,500mm未満	目視調査(m) 1,500mm以上	人孔(個)	マンホール	(箇所)	L(m)	人孔(個)
1号幹線	φ 1650～ φ 500mm	L= 13,183.21 m	0.00				0	M1-111～M1-125 1,128.50	15	M1-1～M1-110 M1-126～M171-10 12,054.71	153
2号幹線	φ 800～ φ 400mm	L= 3,910.39 m	0.00				0	0.00	0	M2-1～M208-2 3,910.39	47
3号幹線	φ 1350～ φ 450mm	L= 5,093.46 m	0.00		0.00		0	M3-15～M3-33 1,643.48	19	M3-1～M3-14 M3-34～M3-52 3,449.98	33
計		L= 22,187.06 m	0.00	0.00	0.00	0.00	0	2,771.98	34	19,415.08	233
		設計書計上数量	0	0	0	0			34	19,420	

巡視点検 マンホール間隔 19,415.08 233 83.00 (平均)

※ 管路延長については、流域下水道改築更新システム(管渠編)より算出。

# 令和9年度 幹線管渠点検内訳表

(犀川左岸)

全 体			調査内訳								
幹線名	管径	延 長	管渠内調査					目視調査(管渠内潜行なし)		巡視・点検	
			TV調査(m)	大口径TV調査	目視調査(m) 800mm以上 1,500mm未満	目視調査(m) 1,500mm以上	人孔(個)	マンホール	(箇所)	L(m)	人孔(個)
1号幹線	φ 1650～ φ 500mm	L= 13,183.21 m	0.00		0.00	0.00	0	M1-126～M1-151 1,709.70	26	M1-1～M1-125 M172-1～M171-10 11,473.51	142
2号幹線	φ 800～ φ 400mm	L= 3,910.39 m	0.00				0	M2-1～M217-1 1,340.93	12	M217-2～M208-2 2,569.46	35
3号幹線	φ 1350～ φ 450mm	L= 5,093.46 m	0.00		0.00		0	0.00	0	M3-1～M3-52 5,093.46	52
計		L= 22,187.06 m	0.00	0.00	0.00	0.00	0	3,050.63	38	19,136.43	229
		設計書計上数量	0	0	0	0			38	19,140	

巡視点検 マンホール間隔 19,136.43 229 84.00 (平均)

※ 管路延長については、流域下水道改築更新システム(管渠編)より算出。

# 令和10年度 幹線管渠点検内訳表

(犀川左岸)

全 体			調査内訳								
幹線名	管径	延 長	管渠内調査					目視調査(管渠内潜行なし)		巡視・点検	
			TV調査(m)	大口径TV調査	目視調査(m) 800mm以上 1,500mm未満	目視調査(m) 1,500mm以上	人孔(個)	マンホール	(箇所)	L(m)	人孔(個)
1号幹線	φ 1650～ φ 500mm	L= 13,183.21 m	M1-110～M1-125 1,146.50	M1-119～M1-120 22.00			16	M172-1～M172-5 281.50	5	M1-1～M1-109 M1-126～M1-151 M172-6～M171-10 11,733.21	147
2号幹線	φ 800～ φ 400mm	L= 3,910.39 m	0.00				0	M217-2～M215-5 969.70	12	M2-1～M217-1 M215-6～M208-2 2,940.69	35
3号幹線	φ 1350～ φ 450mm	L= 5,093.46 m	0.00		0.00		0	M3-34～M3-52 1,965.96	19	M3-1～M3-33 3,127.50	33
計		L= 22,187.06 m	1,146.50	22.00	0.00	0.00	16	3,217.16	36	17,801.40	215
		設計書計上数量	1,150	20	0	0			36	17,800	

巡視点検 マンホール間隔 17,801.40 215 83.00 (平均)

※ 管路延長については、流域下水道改築更新システム(管渠編)より算出。

# 令和11年度 幹線管渠点検内訳表

(犀川左岸)

全 体			調査内訳									
幹線名	管径	延 長	管渠内調査					目視調査(管渠内潜行なし)		巡視・点検		
			TV調査(m)	大口径TV調査	目視調査(m) 800mm以上 1,500mm未満	目視調査(m) 1,500mm以上	人孔(個)	マンホール	(箇所)	L(m)	人孔(個)	
1号幹線	φ 1650～ φ 500mm	L= 13,183.21 m	M1-125～M1-136 M1-137～M1-140 M1-147～M1-151 1,270.40	M1-136～M1-137 M1-140～M1-147 439.30				26	0.00	0	M1-1～M1-125 11,473.51	142
2号幹線	φ 800～ φ 400mm	L= 3,910.39 m	M1-13～M217-1 463.68				12	0.00	0	M217-2～M208-2 3,446.71	35	
3号幹線	φ 1350～ φ 450mm	L= 5,093.46 m	0.00		0.00		0	0.00	0	M3-1～M3-52 5,093.46	52	
計		L= 22,187.06 m	1,734.08	439.30	0.00	0.00	38	0.00	0	20,013.68	229	
		設計書計上数量	1,730	440	0	0			0	20,010		

巡視点検 マンホール間隔 20,013.68 229 87.00 (平均)

※ 管路延長については、流域下水道改築更新システム(管渠編)より算出。

## 令和12年度 幹線管渠点検内訳表

(犀川左岸)

全 体			調査内訳								
幹線名	管径	延 長	管渠内調査				目視調査(管渠内潜行なし)		巡視・点検		
			TV調査(m)	大口径TV調査	目視調査(m) 800mm以上 1,500mm未満	目視調査(m) 1,500mm以上	人孔(個)	マンホール (箇所)	L(m)	人孔(個)	
1号幹線	φ 1650～ φ 500mm	L= 13,183.21 m	M1-151～M172-5  281.50	0.00			5	M1-1～M1-110 M172-5～M171-10  10,063.51	122	M1-111～M1-150  3,119.70	46
2号幹線	φ 800～ φ 400mm	L= 3,910.39 m	M217-1～M215-5  969.70				12	M215-6～M208-2  1,599.76	23	M2-1～M2-11  2,310.63	24
3号幹線	φ 1350～ φ 450mm	L= 5,093.46 m	M3-34～M3-35 M-36～M3-41  405.37		M3-35～M3-36 M3-41～M3-52  1,470.59		18	M3-1～M3-14  1,510.02	14	M3-15～M3-33  1,707.48	20
計		L= 22,187.06 m	1,656.57	0.00	1,470.59	0.00	35	13,173.29	159	7,137.81	90
		設計書計上数量	1,660	0	1,470	0			159	7,140	

巡視点検 マンホール間隔      7,137.81      90      79.00 (平均)

※ 管路延長については、流域下水道改築更新システム(管渠編)より算出。